

## 高速道路の通行止め状況

降雪などの影響により中日本高速道路株式会社名古屋支社管内の下記区間で通行止めを行っています。現在、下記の雪で通行止めの区間では除雪作業を行っています。ご利用のお客様には大変ご迷惑をおかけしております。

### 1. 通行止めなどの状況

道路名	上下	区間	開始時間	解除時間	事由
東海北陸自動車道	上下	白鳥IC～荘川IC	12/17 7:30	—	雪
東海北陸自動車道	上下	荘川IC～飛騨清見IC	12/17 8:10	—	雪
東海北陸自動車道	下	美濃IC～白鳥IC	12/17 12:00	—	雪
東海北陸自動車道	上下	飛騨清見IC～白川郷IC	12/17 13:40	—	雪
東海北陸自動車道	上	郡上八幡IC～白鳥IC	12/17 16:40	—	雪
東海北陸自動車道	上	美濃IC～郡上八幡IC	12/17 21:10	—	雪
東海北陸自動車道	上下	一宮JCT～美濃IC	12/17 23:30	—	雪
東海環状自動車道	内外	関広見IC～可児御嵩IC	12/17 23:30	—	雪
東海環状自動車道	内外	養老JCT～大垣西IC	12/18 0:30	—	雪
名古屋第二環状自動車道	内外	上社JCT～名古屋西IC	12/18 0:30	—	雪
名古屋第二環状自動車道	内外	名古屋IC～名古屋南JCT	12/18 1:00	—	雪
中央自動車道	上下	小牧JCT～多治見IC	12/18 1:10	—	雪
東名阪自動車道	上下	名古屋西IC～桑名東IC	12/18 3:10	—	雪
東名高速道路	下	小牧IC～春日井IC	12/18 6:30	—	事故
東名高速道路	下	春日井IC～名古屋IC	12/18 8:45	—	

※伊勢湾岸自動車道 名港潮見ICの入口は、12/18 5:40より雪のため閉鎖していましたが、10:45に解除しました。

■上記区間をまとめると、通行止め区間は以下の通りとなります。

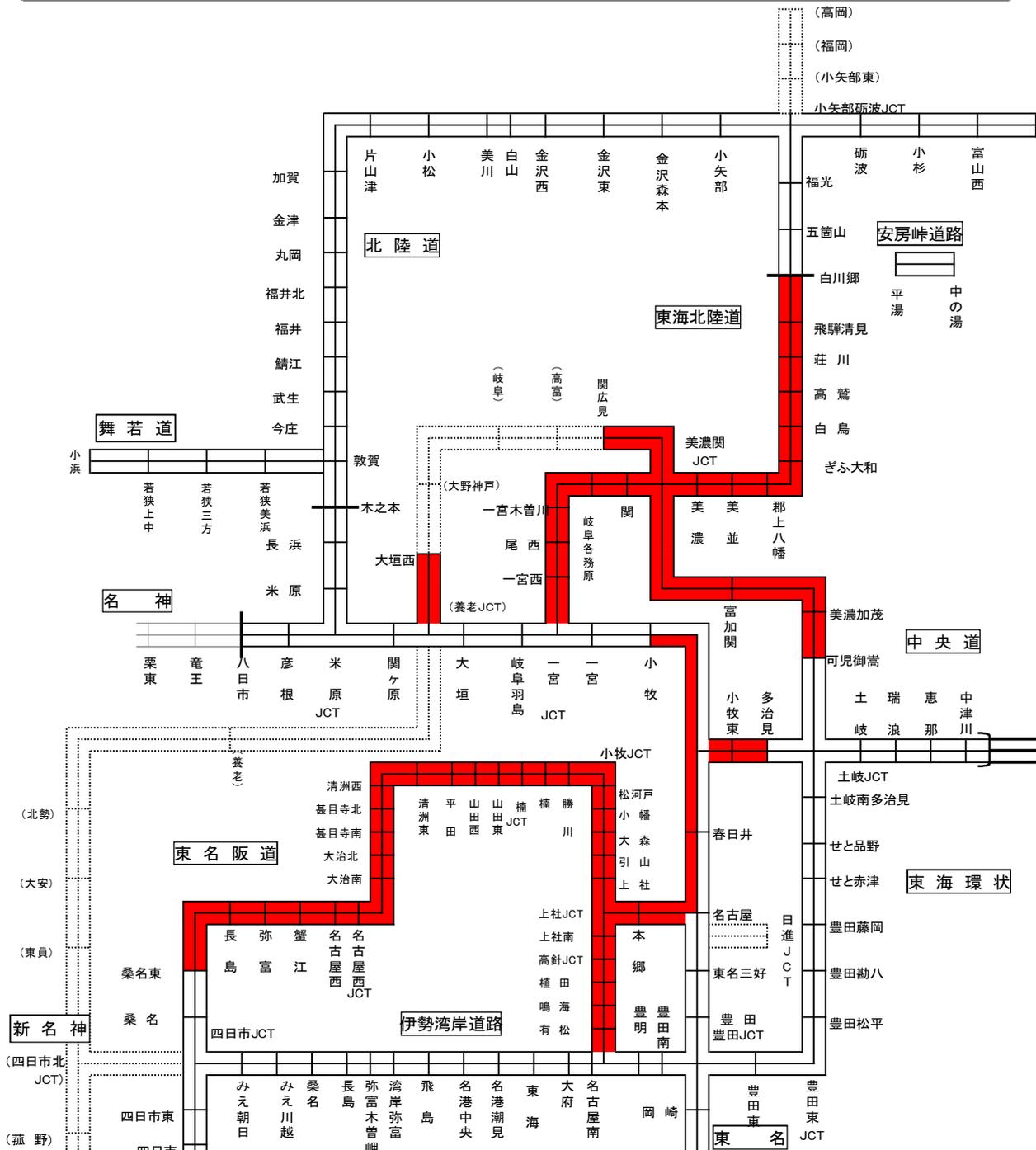
- ・東海北陸自動車道 上下 一宮JCT～白川郷IC
- ・東海環状自動車道 内外 関広見IC～可児御嵩IC、養老JCT～大垣西IC
- ・名古屋第二環状自動車道 内外 全線(名古屋西IC～名古屋南JCT)
- ・中央自動車道 上下 小牧JCT～多治見IC
- ・東名阪自動車道 上下 名古屋西IC～桑名東IC
- ・東名高速道路 下 小牧IC～名古屋IC

### 2 雪道情報

冬の高速道路の雪道情報は、「アイハイウェイ」でご覧いただけます。

<http://c-ihighway.jp/>

# NEXCO中日本管内通行止め状況 (12/18 11:00現在)



道路名	方向	区間	開始時間	解除時間	延べ時間
東海北陸	上下	白鳥 ~ 庄川	12/17 7:30		
東海北陸	上下	庄川 ~ 飛騨清見	12/17 8:10		
東海北陸	下	美濃 ~ 白鳥	12/17 12:00		
東海北陸	上下	飛騨清見 ~ 白川郷	12/17 13:40		
東海北陸	上	白鳥 ~ 郡上八幡	12/17 16:40		
東海北陸	上	郡上八幡 ~ 美濃	12/17 21:10		
東海北陸	上下	一宮JCT ~ 美濃	12/17 23:30		
東海環状	内外	関広見 ~ 可児御嵩	12/17 23:30		
北陸	下	敦賀 ~ 今庄	12/17 23:50	12/18 1:20	1:30
名二環	内外	名古屋西 ~ 上社JCT	12/18 0:30		
名二環	内外	名古屋 ~ 名古屋南	12/18 1:00		
東海環状	内外	養老JCT ~ 大垣西	12/18 1:00		
中央道	上下	小牧JCT ~ 多治見	12/18 1:10		
東名阪	上下	桑名東 ~ 名古屋西	12/18 3:10		
伊勢湾岸	上下	名港潮見 入口閉鎖	12/18 5:40	12/18 10:45	5:05
東名	下	春日井 ~ 小牧	12/18 6:30		事故
東名	下	名古屋 ~ 春日井	12/18 8:45		
		~			
		~			
		~			

# 大雪に伴う改正災害対策基本法に基づく車両の移動 [東海北陸自動車道:12月17日~]

NEXCO

路線指定区間：東海北陸自動車道（美濃IC～白川郷IC）

改正災害対策基本法第76条の6に基づく指定区間延長：110.2km

（経緯）12/17

7:30 ひるがの高原SA付近立ち往生車両の発生に伴う通行止め

15:00 改正災害対策基本法第76条の6の規定を適用し区間指定  
（継続中）

20:00 本線上の立ち往生車両の解消



立ち往生車両の状況



高鷲～荘川間



立ち往生した車両のけん引作業



立ち往生した車両のけん引作業



改正災対法指定道路の周知  
(災対法第76条の6第1項)